

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、  
平成29年(ワ)第85号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外373名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準 備 書 面 (400) (被侵害利益と損害総論)

2019(平成31)年4月11日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小 野 寺 利 孝

同 弁護士 広 田 次 男

同 弁護士 鈴 木 勇 博

同 弁護士 米 倉 勉

同 弁護士 笹 山 尚 人

同 弁護士 高 橋 右 京

同 弁護士 若 生 直 樹



## 【目次】

第1 被侵害利益.....	4
1 本件被害の特徴 .....	4
2 被侵害利益.....	4
(1) 「平穏生活権」概念の進化.....	4
(2) 包括的生活利益としての平穏生活権 .....	5
(3) 包括的平穏生活権の内容.....	6
3 一陣判決における被侵害利益論の欠落 .....	7
第2 本件における損害の捉え方 .....	8
1 包括的損害把握 .....	8
2 個別積み上げ方式プラス包括的損害把握であること .....	10
3 包括損害としての故郷喪失損害 .....	11
第3 避難慰謝料と故郷喪失損害 .....	12
1 避難慰謝料.....	12
(1) 避難生活による日常生活阻害 .....	12
(2) 一律請求の意味 .....	13
2 故郷喪失損害 .....	14
(1) 「故郷（ふるさと）の喪失」とは何か.....	14
(2) 包括的生活利益の侵害＝有形無形の財産的損害 .....	15
(3) 故郷の喪失による深刻な精神的打撃—長期継承性と地域固有性の棄損による深い喪失感 .....	17
(4) 包括的損害把握の帰結であること .....	17
3 避難指示の解除によって、被害は回復しないこと .....	17
(1) 故郷喪失損害が確定的に発生する時期.....	18
(2) 故郷喪失の現実的な現れ—解除後における帰還の困難 .....	19
(3) 帰還し得ない理由.....	21
(4) 帰還しない選択における故郷喪失損害.....	23

(5) 帰還した場合の損害 ..... 24

## 第1 被侵害利益

### 1 本件被害の特徴

本件事故において原告らが受けた被害は、広範な被害地域の全住民が長期に及ぶ避難を強いられることにより、「地域」ないし「地域社会」を根底から破壊され、そこで積み重ねてきた人生と生活のすべてを丸ごと奪われたことである。

すなわち、本件によって生じている被害は、家庭生活、地域生活、職業生活等、生活と生産の全ての場面において広範かつ多岐にわたり、それが長期にわたって継続している。そこでの特徴は、それらの多様な被害が相互に関連し合い、相乗的に影響を与え合うことによって一層深刻な被害構造を形成し、全人格的・全生活的な被害になっていることがある。

このような全人格的・全生活的な被害のありようは、わが国の社会にとって未経験の事態であり、まさに未曾有の損害であるといえる。

### 2 被侵害利益

このような本件の被害によって、いかなる権利・法益が侵害されているのか、すなわち本件における被侵害利益の内容を正しく分析・理解することは、権利侵害の実情を理解し、適切な損害評価を実現する上で、不可欠の課題である。

#### (1) 「平穏生活権」概念の進化

原告らは、本件の被侵害利益について、提訴の時点における理解（訴状の記載）として、平穏生活権と人格発達権の侵害を挙げた。地域における日常生活が、原発事故を原因とする避難指示によって丸ごと侵害されたという被害実態は、まさに「平穏な生活」が侵害されるという意味で、「平穏生活権」という人格権侵害を想定させたのである。しかし、この時期における平穏生活権の概念は、一般にその内容として、①プライバシーや家庭生活上の精神的領域における平穏生活権と、②身体に接続する平穏生活

権という2つの分野が想定されており（大塚直「環境訴訟における保護法益の主觀性と公共性」甲A149号証117頁）、原発事故による放射能被ばくが根本的侵害となる本件では、主要にはこのうち②が想定されていた。①の精神的領域における平穏生活権については、それだけでは、本件において顕著な事態、すなわち地域コミュニティの破壊とこれによる全生活的な権利侵害という、社会生活領域における人間的生存に関わるような「人格的・精神的・社会的価値」の侵害を十分にカバーするものとはいえないという課題が残っていた。そこで原告らは、これに加えて上記の「人格発達権」侵害を掲げて、この両面によって、本件における権利侵害の全体像を示すことにした。さらに、住宅や家財の被害に関して、財物としての交換価値だけではなく、生活を成り立たせる基盤たる価値全体（総体としての利用利益）を意味する権利法益として、「居住生活利益」を掲げていた。

その上で、各地における同種事件の審理継続の中で、平穏生活権という人格権のさらなる理論的な掘り下げが期待され、将来的課題となっていた。

そして、この課題について、環境・公害法研究者による検討が重ねられて、生存権を基礎とする人格的価値・社会生活上の価値を包含するような、包括的・総合的な人格権の概念が、抽出されていった。この論点についての嚆矢が、淡路剛久教授の提唱による「包括的生活利益としての平穏生活権」概念である。

## （2）包括的生活利益としての平穏生活権

同教授の「意見書」（甲A146号証、以下「淡路意見書」という。）は、本件事故によって侵害された権利・法益を「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）として、次のように定義した。すなわち、地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、「包括的生活利益」を享受する権利である（淡路意見書11頁）。

このように本件における被侵害利益を「包括的生活利益としての平穏生活権」として捉えることの意義は、被害の「包括性・全面性」を示す点にある。すなわち、本件事故によって侵害された法益は「包括的生活利益」＝「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのもの」であり、個別の財産的損害や身体的人格権、精神的な人格権等に分解しきれない、地域における社会生活や社会的生存に関わる、まさに包括的な権利法益が全面的に奪われたことを端的に示している。

以上の考察のとおり、本件における被侵害利益は、このような包括的な生活利益としての平穏生活権そのものである。

以上の原告らの主張について、吉村良一教授の意見書（甲A66号証、以下「吉村意見書」という。）は、原告らの主張の進展を概観した上で、「身体権に直結（接続）した平穏生活権」に加えて、これを包摂するものとして「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」を觀念する原告らの考え方、「本件被害の特質から見ても、それを捉えて損害論を構築しようとする学説の動向からしても、適切なものと評価しえよう」と述べている（同意見書11～12頁）。

なお、本件の被侵害利益を包括的な生活利益としての平穏生活権と捉える見解は、後述する潮見佳男教授の論考のほか、原陪審の委員である大塚直教授も、本件における権利侵害を「包摂的生活利益侵害（＝生活基盤侵害）」として位置づけているように（大塚直「平穏生活権概念の展開」）、学界における主流をなすものとなっている（同意見書10頁）。

### （3）包括的平穏生活権の内容

被侵害利益論（違法性論）における、この「包括的生活利益としての平穏生活権」は、損害論（損害評価）において後述する「包括的損害把握による損害評価」の基礎となるべき、包括的な権利法益である。

これらの権利・法益は、いずれも憲法上の基本的人権として保障される。地域における平穏な生活は、幸福追求権（憲法13条）によって保障され、

避難生活による日常生活阻害は、まさに幸福追求権の侵害である。次に、居住地を選択し地域生活利益を享受する権利は、居住移転の自由と職業選択の自由（憲法22条1項）によって保障され、これらの侵害（故郷喪失損害）は同時に、幸福追求権、財産権（憲法29条）、生存権（憲法25条）の侵害となる。こうした憲法上の権利である権利法益の侵害である本件不法行為は、極めて深刻な違法性を有するものであることを意味している。

これらの包括的な権利法益が保障されることにより、地域において平穏な日常生活を送る生活利益（包括的生活利益）が実現するのである。

### 3 一陣判決における被侵害利益論の欠落

ところが、本件訴訟第一陣（福島地裁いわき支部平成24年（ワ）第213号、平成25年（ワ）第131号事件）の第一審判決（平成30年3月22日判決、以下「一陣判決」という。）は、本件における被侵害利益について、一切の検討をしないまま、何の判断も示さなかった。

そのことが、本件における被害の内容を適切に理解し、るべき損害評価をなすことを阻害し、誤った判決に陥ったことは、既に指摘したとおりである。この一陣判決の致命的な欠陥について、吉村意見書は次のように批判している（同意見書7～8頁）。

「どのような権利・法益が侵害され、その結果、どのような特質を有する被害が発生したかを明らかにすることは、それに対する賠償のあり方を考える上で不可欠である。それは、第一に、生じている様々の被害の全体像を明らかにするために必要であり、第二に、そのような被害に対する救済のあり方を考える上で不可欠であり、第三に、賠償請求の仕方や賠償額の算定において意義を有する。

原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は、本件事故の特質、そこで発生した被害の（他の事故類型とは異なる）特質についての議論をしないまま、交

通事故賠償との対比により指針を決めて行ったが、その結果、発生した被害の全体像が明らかにされない、それが持つこれまでの事故被害と異なる特質が賠償の項目にも額にも十分に反映されないという問題性を持ってしまった（原賠審とその指針の限界性については後述する）が、その同じ轍を避難者訴訟第1陣第1審判決は踏んでしまっている。（中略）原告らが、具体的に被害の実態を訴えている訴訟において、被侵害権利・法益論抜きの賠償論は適切さを欠いていると言わざるを得ない。」

本件の審理においては、上記のとおり、原告らが侵害された権利法益が、生存権を基本とする広範な人格権である「包括的生活利益としての平穏生活権」であることを正当に評価した上で、損害の内容と損害の算定評価を、あらためてやり直すことが求められている。

## 第2 本件における損害の捉え方

### 1 包括的損害把握

1960年代以降に積み重ねられた、四大公害事件をはじめとする多くの公害・薬害における集団訴訟においては、甚大な人身侵害を基礎とする被害について、「包括請求」という請求方式が採られることが多かった。すなわち、精神的損害のほか、医療費などの人身損害、さらには休業損害や財物などの財産上の損害のすべてを総合して包括的に評価して一律の金額を請求する請求方法であり、例えば「原告らの蒙った社会的、経済的、精神的損害のすべてを包括する総体」が損害であると主張された（熊本水俣病訴訟における「包括請求論」）。

しかし、このように全ての損害を包括した慰謝料を想定する包括請求方式は、損害額の算定において低い方に平準化しがちであることが認識されるに至り、損害の項目化が提唱されるにいたった。他方で、その後の裁判実務と法理論の発展の中で、この「包括請求」の意義は、請求方式のあり方であるとともに、損害把握の仕方という損害論において、重要な意味があることが

指摘されるに至った。すなわち、包括請求は、被害者が被った様々の被害、不利益を包括的に損害としてとらえている点にこそ意義がある（吉村意見書9頁）。

上記の通り公害事件においては、生命・身体に対する深刻な侵害（人身損害）を中心に、健康被害による家業の途絶、これによる経済的困窮などの財産的損害などの多様な損害が構造的に生じており、まさに本件において顕著であるように、これらが相互に相乗的に影響・関連し合っているという実態が特徴である。そのような全人格的な損害を個別的にすべて抽出して評価し、積算しようとしても、損害の全容を適切に把握することは困難である。そこで、損害の「包括的な把握」が必要とされたのである。

すなわち、包括請求方式の持つ意味は、損害を個別バラバラではなく、包括的・総体的にかつ総合的に把握する「包括的損害把握」の重要性にあるという損害論が、有力に主張されるに至った（潮見佳男「人身被害における損害概念と算定原理（二・完）」民商法雑誌103巻5号709頁以下）。

この指摘は、人身損害のみならず、本件をはじめとして、広く同様の損害状況を示す事例に妥当する。この点、潮見佳男「原発事故賠償の研究」（甲A612号証106～107頁）は、本件事故における損害算定について、判例・通説である「差額説」と「個別損害項目積み上げ方式」を基礎にしつつ、「従前の定型的被害類型を想定して立てられた個別の損害項目では、今回の原発事故のような非定型の被害において被害者に生じた差を的確に表現することができず、既存の損害項目とこれに対応する金額を積み上げただけでは、差額を十分に補足することができない」と述べる。そして「従前的方式のもとでの個別損害項目をいくら積み上げたとしても、被害者の権利・法益に対する侵害の結果として被害者に生じた生活の総体や事業活動の総体の差を反映させるのには限界がある」ことを指摘する。その上で、「福島原発事故の特質を踏まえたとき、基礎に据えられるべきは、従前の損害把握の枠組みとは本質的に異なる視点、すなわち、包括的生活利益としての損害

の把握である」として、その内容として、淡路意見書（その出典となる甲A 612号証所収「『包括的生活利益としての平穏生活権』の侵害と損害」）が述べる「包括的生活利益としての平穏生活権」を挙げるのである。

## 2 個別積み上げ方式プラス包括的損害把握であること

本件における請求も、このように、個別損害項目積み上げ方式を維持しながら、その損害項目である避難慰謝料と故郷喪失損害の2つについて、包括的損害把握による損害を主張・立証しているものである。

この点で、潮見教授は、上記の著書において、損害論としては包括的損害把握の優位性を指摘しつつ、請求方式論（損害の算定原理）においては「個別損害項目積み上げ方式」の基本を維持すべきであるとしている。すなわち、「個別損害項目積み上げ方式に依拠した損害の算定は、包括慰謝料概念に依拠した包括請求方式と比較したときに、攻撃防御面で反論可能性の高い観点から損害を基礎づけることができるというメリットがある。それとともに、公害薬害における包括請求方式での認容金額が頭打ちになりうる傾向があるなかで、個々の項目の積み上げによる賠償金額の上昇という点で、賠償額を大きくする方向に進むというメリットがある。」（甲A 612号証106頁）という指摘である。

すなわちここでは、伝統的な個別損害項目積み上げ方式を取りつつ、その損害把握においては、多岐にわたる損害が絡まり合い相乗し合っている総体を包括的・総体的に捉えることが、包括請求方式の弱点を克服しつつ、その損害論としての意義を発揮できる請求方法として提唱されているのである（以上につき、吉村意見書17～19頁、甲A 613号証・吉村良一「市民法と不法行為法の理論」第3章「原発事故賠償における損害論」363～367頁）。

これらの指摘は、集団訴訟における様々な制約から低額に抑えられるがちな損害認容額を、適正な水準に引き上げるという重要な課題に直結するもので

あり、本件において原告らが実現してきた主張・立証方法にも適合するものである。すなわち、原告らは、各原告世帯について、陳述書をはじめとする書証と、原告本人尋問の実施によって、避難慰謝料と故郷喪失損害という2つの損害項目について、個別具体的な立証を実現してきた。原告らは、これらを通じて、それぞれの原告ごとに異なる損害のすべてについて、被告による弾劾的な反証に耐える個別・具体的な損害の証明を、損害項目ごとに実現し、個別損害項目積み上げ方式の下で、包括的損害把握による損害を適示してきたのである。

### 3 包括損害としての故郷喪失損害

本件において請求している故郷喪失損害は、後に詳述するとおり、地域社会における生活を失ったことによる様々な精神的苦痛のみならず、包括的な地域生活利益の喪失という「有形・無形の財産的損害」をも内容とした、「部分的な包括損害」である。

すなわち、本件の請求方法は、財物損害や営業損害、人身損害等の全てを包括するような、いわゆる包括請求方式ではないが、そのうちの個別の請求項目（故郷喪失損害）の内容において包括損害を計上するものであり、いわば「部分的な包括請求方式」とでもいうべき内容となっている。

そのような方法を探る理由は、本件被害における損害には、被害者ごとの個別性が非常に大きいことが挙げられる。そのような個別性を無視して、全ての損害項目を包括する請求には無理があり、そのために把握しきれない損害を生じたり、あるいは過小な損害評価を招来したりする危険がある。そこで、損害項目を個別に算定した上で、その要素である「故郷喪失損害」において、後述のとおり、その内容を包括的に捉えた包括損害を構想している。

このような請求方法は、これまでの公害訴訟の歴史においては見られなかった請求方法であるかもしれません、その請求方法としての妥当性が確認される必要がある。この点について、吉村意見書は、「本件訴訟における原告の損

害を包括的に把握した上で、それを一定の項目に分けて算定し請求するという考え方は、これまでの損害賠償論、とりわけ公害や薬害等において発展してきた理論の延長線上に正当に位置付けられるべきものである」と評価しているところである（同19頁）。

なお、吉村意見書は、上記のような意味における「ふるさと喪失損害」について、「それらを包括して請求することは、包括的総体的に把握された損害から、別個取り出して請求されている損害項目との区別が明確になっているのであれば、本件事故被害の特質を踏まえた請求方法として合理性を持つと考える」と述べている（同21頁）。そこで念のために、この点について付言するならば、故郷喪失損害のうち有形・無形の財産的損害は、本件訴訟において別の損害項目として請求している居住用不動産や家財の損害を含まないことはもとより、それ以外に被告への直接請求やADRにおいて請求することが想定され得る損害項目を、いずれも含まないものとして構成されている。例えば、人身損害である医療費や介護費用、就業不能損害や休業損害等の逸失利益、農地などの事業用資産などは含まれていない。故郷喪失損害は、他の損害項目によってすくい取ることができない、地域生活利益の喪失による有形無形の損害を、包括的損害把握によって包含しているところである。

### 第3 避難慰謝料と故郷喪失損害

#### 1 避難慰謝料

##### （1）避難生活による日常生活阻害

以上のような包括的損害把握によって、個別の損害項目として整理される精神的損害として、避難生活に伴う精神的苦痛による損害（避難慰謝料）が認められる。

この避難生活に伴う精神的苦痛の典型的な要素として、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、②見知らぬ土地での不安、③先の見え

ない不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中の身体状態の悪化、⑨避難生活中の精神状態の悪化が挙げられる。

これらの要素は、いずれも避難生活がもたらす日常生活阻害であり、こうした様々な場面における困難な状況がもたらす不安、不自由、不便、心身の苦痛とストレスなどが複合し、重なり合って、避難生活を強いられている原告らに、深刻な精神的損害をもたらしている。まさに平穏な日常生活が破壊されているものであり、包括的平穏生活権の侵害が認められる。

そのような損害構造の一例を示すならば、次のとおりである。損害要素の一つである「仮設住宅の劣悪な住環境」(①)は、「家族の分離・離散」(⑥)の原因になり、あるいは「心身の健康悪化」(⑧⑨)や「家族間の軋轢」(⑦)をもたらすであろう。これらの悪条件は、子どもたちに敏感に作用して、「子どもの受けるストレス」(⑨)の増大をもたらす。そして子どもの危機的な状況は、親の精神的負担を増大させる(⑨)。また、「失業による空疎な生活」(⑤)、「被ばくによる健康不安」(④)、「周囲の無理解や嫌がらせ」(④⑦)などの要素も、いずれも「心身の健康悪化」(⑨)をもたらし、「先の見通しがつかない不安」(③)を掻き立てるであろう。もちろん、「子どもたちのストレス」(⑨)にも直結する。

こうして多岐にわたる損害要素が、相互に影響・関連し合って、相乗的に悪循環とも言える状況をもたらし、損害を一層複雑で深刻なものにしていることが顕著である。これが、避難生活によってもたらされている日々の精神的苦痛（避難慰謝料）の包括的な内容である。

## (2) 一律請求の意味

なお、原告らの避難生活、避難状況は同一ではなく、避難の時期や帰還、経路、避難先の環境などはそれぞれ異なる。また、原告らの年齢、性別、健康状態、家族構成なども区々であるから、避難生活による精神的損害の内容及びその程度は、1人1人異なると言ってよい。

しかし、元の地域における平穏な生活を奪われて、こうした過酷な避難生活によって平穏な日常生活を阻害されているという点で、原告らは本質的に等質性のある損害を被っていると言える。そのような実情の中で、原告らは共通して、損害の程度として、少なくとも1か月あたり50万円の支払いによってしか慰藉されないだけの精神的損害を被っていると評価されるのであり、これを一律に請求している。

この損害金額の根拠は、過去に類例のない性質・内容の損害を、膨大な避難者（地域住民）に生じさせた本件事故において、あらたに形成・確立された経験則によるものである。それは、本件に関連する訴訟の原告らに共通する、自らの被害に対する実感としての評価に基づく。さらに言えば、本件事故による避難者が原告となり、全国各地で提起されている多くの訴訟における請求も、その請求方式や損害論の構成は異なっていても、実質的に共通する被害認識を示しているところである。

よって、原告らは、一律請求として、少なくとも1人月額50万円の避難慰謝料の支払いを請求しているのである。

## 2 故郷喪失損害

### （1）「故郷（ふるさと）の喪失」とは何か

本件におけるもう1つの損害項目は、地域生活を破壊されたことによる「故郷喪失損害」である。これは、上記のとおり、精神的苦痛（純粹慰謝料）のほかに有形・無形の財産的損害をも包摂する「包括慰謝料」である。

ちなみに、ここでいう「故郷（ふるさと）」とは、「昔過ごした懐かしい場所」という意味ではなく、原告ら住民が「事故前までその日常生活を送つてこられた場」「なりわいを営んでこられた場」「そうしたものとしての地域」（除本証人調書2頁）を指している。

原告らは、このような意味をもつて「故郷」（地域社会）における、家庭（自宅）での生活、職業生活、地域生活の一切を奪われた。

のことについて、除本理史教授は、「避難元の地域にあった生活・生産の諸条件を失ったことを意味する」と表現する（甲A667号証、以下「除本意見書」という。）。すなわち、「生活・生産の諸条件」とは、日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件であり、人間が日々年々営み（自然との間の物質代謝）を通じてつくりあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切を指すところ、これらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する。このような「一体としての」「生活・生産の諸条件」の一切が、本件事故により破壊されたのである（同意見書8頁、除本証人調書2～3頁）。

さらに、地域社会は、そこで生まれ育ち生活する人々に、長い間の人的な繋がりと帰属意識により、揺るぎのない精神的な「絆」と安心感を醸成している。地域（ふるさと）において人は、土地に根ざして生きることで自然とかかわり、そのような自然とかかわりを通じて、人と人がつながって、地域社会を形成している。こうした繋がりは、世代を超えて受け継がれ、持続的・永続的な社会関係を築いて、精神の拠り所ともいえる全人格的な場を形成しているのである。こうした場を失うことによる精神的な打撃は、極めて深刻なものとなる。

原告らは、このような意味における精神的拠り所（アイデンティティ）としての故郷を失い、また生活と一体になっている、自然との関わりを享受することも不可能となった。

そして仮に帰還しても、地域は元の状況ではなくなり、その回復のための甚大な労苦を強いられ、あるいは喪失感を一層深めることになる。

## （2）包括的生活利益の侵害＝有形無形の財産的損害

この「故郷喪失損害」とは、淡路剛久教授の定義によれば、「包括的生活利益としての平穏生活権に包摂された、『地域生活を享受する利益』（地域生活享受権）を奪われ（権利法益の侵奪）、かつ、侵奪の結果として精

精神的苦痛・ストレスを被った（積極的侵害）ことによって生じた複合的な精神的損害ないし無形の損害」である（淡路意見書13頁）。

淡路教授は、故郷喪失損害の中核となる地域生活利益について、この権利法益が内包する、地域社会の5つの機能を挙げている。すなわち、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能であり、これらが地域生活利益の中核をなす（淡路意見書16～17頁）。ちなみに、④の人格発展機能は、原告らが提訴時において本件の被侵害利益の1つとして援用した「人格発達権」の内容と共通する意味を持つものといえる。

こうした機能を果たしている地域コミュニティの破壊（地域生活利益享受権の侵奪）について、除本意見書は、地域コミュニティにおいては、「生活・生産の諸条件」が「一体のものとして存在」していること、その構成員の全員が長期的に避難をさせられて容易に帰還できないことにより、この一体としての生活と生産の諸条件が全面的に破壊され、回復不能の侵害を受けることを指摘している（同意見書8頁以下）。ここで指摘されている生活・生産の諸条件とは、先に述べたように、「自然環境、経済、文化（社会・政治）」といった複数の要素からなり、「一定の範域にこれらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する」（同8頁）。

このような環境経済学の概念である「一体としての」「生活・生産の諸条件」は、法的な概念である先述の「包括的生活利益としての平穏生活権」と同じものを意味している（除本意見書9頁、除本証人調書6頁）。そして、地域生活利益の内容をなす上記5つの機能は、地域住民の生活と生産を可能にする中核的な機能（利益）として位置づけられる。除本教授は、このことを、地域生活利益をコアにして、その周辺に私的財産、自然環境、経済、文化（政治、社会）などの諸要素が一体となって取り巻いていると表現している（除本証人調書7頁）。

このように、「故郷の喪失」とは、地域社会の包括的な機能喪失（包括的生活利益の破壊）であり、当然それは、当該権利法益の主体である地域の住民に、有形無形の重大な財産的損害を与えることになる。

### **(3) 故郷の喪失による深刻な精神的打撃—長期継承性と地域固有性の棄損による深い喪失感**

上記のとおり、人は自然にかかわり、そのような自然とのかかわりを通じて、人と人がつながって地域を形成しているのであり、世代を超えて持続的・永続的に受け継がれた関係は、精神の拠り所ともいえる全人格的なものである。こうした精神的拠り所を失うことによる精神的苦痛は、極めて深刻なものとなる。

加えて、上記の「生活・生産の諸条件」が包含する「自然環境、経済、文化（社会・政治）」という諸要素は、そのいずれもがかけがえのない「長期継承性と地域固有性」を持っており、こうした代替性のない価値を失うことは、深い喪失感という精神的苦痛を与えることになる（除本意見書10頁、除本証人調書8～9頁）。

このように、故郷喪失損害とは、有形無形の財産的損害と精神的苦痛が不可分に併存する、包括的な損害であることが特徴である。

### **(4) 包括的損害把握の帰結であること**

こうした地域社会の包括的な機能喪失という損害の捉え方は、上記のとおり、包括的損害把握によってはじめて有効かつ的確に実現するものである。潮見教授も指摘するとおり（甲A612号証）、この侵害における保護法益を「包括的生活利益」として評価し、そこでの損害を包括的に把握することによってこそ、これらの損害を正当に理解し、評価することができることを、再度指摘しておきたい。

## **3 避難指示の解除によって、被害は回復しないこと**

このような内容を持つ故郷喪失損害は、避難指示の解除によって回復した

り、消滅したりすることはない。

#### (1) 故郷喪失損害が確定的に発生する時期

上記のような故郷喪失損害の発生が、いつの時点で確定的に認められるかについて、原告らは、準備書面（46）において詳述したところである（同20頁以下）。すなわち、故郷喪失損害の発生が確定したものと評価されるべき時期は、いつの時点まで（どの程度の期間にわたって）帰還が不可能であったか（=いつ帰還が可能になったか）による。けだし、住民が帰還の断念を余儀なくされるのは、どれだけの永きに渡って帰還できない事態が続くかによるからである。そうだとすると、それは理論的・観念的な判断ではなく、帰還することが社会通念上可能かどうかという法的な判断である（淡路意見書20頁）。なぜならば、この判断は、原告のそれぞれが、現実の社会生活を取り戻して生活の再建を図るための場を、いつ・どこに求めるのかという選択を迫られる、現実的な判断だからである。そうだとすると、それは将来における観念的な可能性では無意味であって、社会通念上可能であるといえるだけの現実的な時期でなければ意味がない。

そして、政府による避難指示の再編において、帰還困難区域の指定は、「5年を経過してもなお、年間積算放射線量が20mSvを下回らないおそれのある」地域として規定されたものであるところ、5年という期間は、社会生活上、既に暫定的・過渡的な年数を超えており、1つの区切りとなる年数である。すなわち、人間の社会的な生活にとって、もはや何らかの事業・就業・その他の社会的活動に踏み出さなければ、貴重な人生の空費というべき空隙となり、その後の社会生活の再開も難しくなる段階に至る、区切りというべき年数である。そのため、もはや避難先において、何らかの次なる社会的活動に踏み出さざるを得ず、元の地域に戻ってから元の仕事などの社会的活動を再開することは、断念せざるを得ないのである。実際にも、避難生活を強いられてから5年が経過するころには、原告らの多

くは、それぞれにおいて、避難先で住宅を取得し、事業の再開や就業などの再出発を試みている。こうした原告らにとっては、5年の経過は、もはや帰還は不可能であると判断せざるを得なかつた時期なのである。

居住制限区域や避難指示解除準備区域についても、それぞれの避難指示が解除され、さらに帰還を実現する条件が整備されて現実的な帰還が可能となるまでの相当期間を含めた年数は、いずれも5年を超えており。そのため、やはり社会通念上帰還は不可能と評価されるべき状況であるといえる。

緊急時避難準備区域（広野町、川内村）については、そもそも地域の実情に照らして、避難指示の解除が早めに失した。除染作業は完全に実施されたとはいはず、空間放射線量の低減も十分とは言えない段階での避難指示解除であり、さらには地域のインフラ等の回復という面でも見切り発車的な解除であると言われた。このような当該地域の現実的な状況からすれば、事故後5年経過の時点では、未だ帰還が社会通念上可能になっているとはいえない状況であった。実際にも、早々に避難指示が解除された後も遅々として帰還は進まず、5年経過の時点においても、帰還率は半数程度に留まっていたことを指摘することができよう。

このように、それぞれの避難区域はいずれも、避難開始から5年の経過をもって、確定的に故郷喪失損害が発生したものと評価される。

## （2）故郷喪失の現実的な現れ—解除後における帰還の困難

以上のとおり、原告らについては、いずれも5年の経過により、社会通念上帰還が不可能なものと評価され、故郷喪失損害が確定的に発生したものというべきであるから、避難指示が解除されたかどうかは、損害の発生を左右しない。

そして、このような評価は、以下に述べるとおり、これまでの事実経過によって、現実的にも裏付けられたものといえる。

政府による避難指示は、2017年3月をもって居住制限区域と避難指示

解除準備区域を一括して解除するという方針に基づき、2017年4月1日をもって帰還困難区域以外は全て解除されている状況にある。さらに、現時点で本件事故発生から8年が経過している。

それにもかかわらず、多くの避難者は元の地域に帰還せず、避難先での生活を続けている。

2018年以降、各被災自治体が公表する住民の居住動向に関するデータは、それまでの「帰還率」（本件事故時における住民登録数のうち、帰還した人数の割合）を表す数字ではなく、「居住率」（現在における住民登録数に対する現在の居住者の割合）に変更されてしまったため、本件事故後ないし避難指示解除後の新住民（廃炉作業や除染作業員など）を含む居住割合しか読み取れない。2019年2月26日における居住率（現在の居住者数／現在の住民登録数）は、川内村29.8%、広野町86.6%、楓葉町52.3%、富岡町9.3%、南相馬市41.5%であるが、実際の帰還率は、この数字よりも相当に低いのが実態である。

本件二陣訴訟の原告らの多くを占める川俣町山木屋地区についてみると、2019年3月1日現在時点の帰還者は150世帯・334人である（甲A668号証）。同日時点で山木屋地区に住民登録している者は292世帯・843人であり、「居住率」（住民登録者数に対する現在の居住者の割合）は、人數では39.6%、世帯数では51.4%となる。

もっとも、現在山木屋を住所地として登録している者の中には、本件事故当時山木屋住民ではなかった者も相当数含まれており、他方で本件事故当時の居住者の相当数は他地域に転出しているため、上記比率は「帰還率」を表す数字ではない。

そこで、本件事故当時の山木屋地区の人口（358世帯・1241人。甲A234号証）と比較して、「帰還率」を算出すると、人口では26.9%、世帯数でも41.9%に過ぎない。

そして、山木屋地区への帰還見込みは140～150世帯であること、山木

屋地区の居住者数は2018年4月以降ほとんど増加しておらず、最近数ヶ月間では頭打ちになっていること（甲A668号証）からすれば、今後山木屋地区への帰還率が上昇することは全く期待できない。

このように、避難指示が解除された後も、多くの避難者は帰還できないまま避難先での生活を継続しており、その反面として元の地域においては、多くの住民が戻らないままの状況が続いているのである。

### （3）帰還し得ない理由

このように、避難指示の解除後においても住民が帰還しないのには、様々な理由がある。その事情について、2015年3月30日段階における考察については、原審における準備書面（50）に詳述したところである。その内容を、その後4年を経過した現時点の実情を含めて整理するならば、以下のとおりである。

#### ① 低線量被ばくに対する不安と予防原則による行動

第1には、被ばくによる確率的影響への不安から、帰還をなしえないという事情である。この点で、低線量の被ばくに関する国際放射線防護委員会（ICRP）の公式見解は「しきい値なし直線（LNT）モデル」を採用している。すなわち、年間100ミリシーベルトを下回る放射線量においても、確率的影響の発生の増加はバックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例するのであるから、「予防原則にふさわしい」。そのような実情の下では、身体・生命に対する現実の侵害（身体権の侵害）が立証されなくても、身体権に直結した平穏生活権の侵害が現に認められる以上、予防原則に基づく回避行動には、合理が認められるべきである。

#### ② 地域の機能が回復しない中の生活・生産活動の困難

そして、①による住民らの判断の結果、元の地域の居住者の多くが帰還を躊躇している限り、地域における経済的・社会的な諸機能は回復せず、地域生活利益は棄損されたままである。そのような地域において、

生活を再開することには著しい困難と不安があり、その点でも帰還を決断できない。

### ③ 再度の移転を実行する困難

これらの実情の中で、それぞれの避難者にとって、限りのある人生の中でどのような選択をするかは、極めて重大かつ困難な課題である。原告ら避難者は、避難生活を強いられて以来、今日まで、それぞれの避難先において、様々な努力によって生活を重ねてきた。それまでの職業生活や学業などの社会生活を中断され、あらたな就業先を探し、事業を再開し、あるいは避難先での就学・進学を果たして、最大限の努力をしてきたのである。強いられた避難生活は、苦痛であると同時に貴重な人生の浪費である。原告らは、それぞれの思いで、可能な限り有意義な人生を実現するための努力を、避難先で重ねてきた。避難から5年が経過し、さらに8年が経過した現在、それぞれの生活はようやく軌道に乗り、展望を見いだせたばかりである者も多い。

そのような中で、元の居住地に帰還することは、再度の移動による「再々出発」を強いられることを意味している。故郷に戻ることによる喜びはあっても、荒廃し、地域としての機能が回復をしておらず、「生活と生産の諸条件」が棄損したままの状況で生活を再開することは極めて困難であり、新たなリスクを負うことにもなる。いわば二重の（2度目の）苦痛を強いられることを意味しているのである。さらには、未だ廃炉作業が終了していない地域において、いつまた同様の事故が再発するかもしれない中で、「2度目の苦痛」すら無駄になる不安を拭えない。

### ④ 自己決定権

以上のような諸事情の中で、低線量被ばくのリスクと、地域社会の回復が実現していない状況、そしてそうした地域に帰還して再出発することのリスクや困難を認識しつつ、帰還を実行するかどうかの判断は、非常に重大な選択であり、それぞれの自己決定権に属する問題である。上

記のような困難に加えて、誰にとっても人生は有限であるから、限られた時間を、困難を乗り超えるために何度も空費することは、耐えられない。

すなわち、故郷に帰還して、元の生活を取り戻したいという希望はあっても、それと引き換えに負うことになる新たな不利益や困難、あるいはリスクを甘受して、帰還するかどうかを選択することは、個人の自己決定権に属するのであり、本件事故による損害賠償を算定するに際しては、自己決定の結果としての「帰還しない権利」が尊重されるべきである。

#### (4) 帰還しない選択における故郷喪失損害

上記のとおり、原告らは、避難生活が5年に及ぶ場合には、社会通念上帰還は不可能な事態に至ったと評価すべきであり、故郷喪失損害が確定的に認められるものと主張している。「石の上にも三年」という言葉があるが、「進退両難」というべき深刻な被害状況を見据えて、5年という期間の経過は、限りある人生にとって1つの区切りとなる年月である。人間は、5年もの歳月を無為に空費させられた時、人生の有為な実現を求めて、何らかの決断や行動を迫られ、実行しようと努力する。

その結果が、上記のとおり、避難開始後8年（避難指示解除後2～3年）が経過してもなお、多くの避難者が帰還できないという現実である。すなわち、避難者の実態においても、既に帰還は不可能となっていることが、現実的な事実によって明らかになった。

以上によれば、避難指示の解除によって、故郷喪失損害は回復されないことが、もはや明らかである。既に指摘してきたとおり、避難指示は解除されたが帰還を選択しない避難者にとっては、まさに「戻りたくても戻れない」のである。故郷の喪失による精神的苦痛と、地域生活利益の喪失による有形無形の財産的損害という「故郷喪失損害」は、帰還しないことを選択した場合においても、甚大なものとして存続する。

そして、このような損害について、中間指針等に基づく支払い分は、全くこれを対象としていない。

よって、故郷喪失損害の正当な評価は、司法的救済における重要な使命であることを改めて指摘するところである。

#### (5) 帰還した場合の損害

他方で、様々な不安や困難を甘受して、再度の移転というべき帰還を選択した場合においても、故郷喪失損害は確定的に発生しているのであって、帰還した原告らについても、同様に故郷喪失損害が賠償される必要がある。

その理由としては、第1に、避難開始から5年の経過により、社会通念上帰還は不可能なものと評価され、故郷喪失損害は確定的に生じていること、第2に、①元の地域における低線量被ばくの不安、②地域における経済的・社会的な諸機能は回復せず、地域生活利益は棄損されたままであること、③「再度移転」である帰還により、荒廃し、「生活と生産の諸条件」が棄損したままの地域で生活を再開することは極めて困難であり、新たなリスクを負うこと、④限りある人生において、これらの進退両難の選択を強いられるにあたり、あえて困難を甘受して帰還する自己決定をすることで、賠償されるべき権利が否定されることは許されないことが挙げられる。

以上